

令和5年4月23日執行厚真町議会議員選挙

選挙公営（公費負担）の手引き【別冊】

公費負担に係る各様式集

【記載例】

厚真町選挙管理委員会

目 次

第1 選挙運動用自動車使用

1 一般運送契約（ハイヤー契約）の場合

- ① 選挙運動用自動車使用契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)・・・・・・・・・・ 5

2 その他の契約（個別契約）による場合

(1) 自動車の貸与者との契約による場合

- ① 選挙運動用自動車賃貸借契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車借入れ)・・・・・・ 10

(2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

- ① 選挙運動用自動車燃料供給契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ③ 選挙運動用自動車燃料代確認申請書・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ④ 選挙運動用自動車燃料代確認書・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ⑤ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ⑥ 請求書(選挙運動用自動車の使用)・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ⑦ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・燃料代)・・・・・・・・・・ 17

(3) 自動車の運転手との契約による場合

- ① 選挙運動用自動車運転手契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ③ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・運転手)・・・・・・・・・・ 22

第2 選挙運動用ビラの作成

1	選挙運動用ビラ作成契約書	23
2	選挙運動用ビラ作成契約届出書	24
3	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	25
4	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	26
5	選挙運動用ビラ作成証明書	27
6	請求書(選挙運動用ビラの作成)	28
7	請求内訳書(選挙運動用ビラの作成)	29

第3 選挙運動用ポスターの作成

1	選挙運動用ポスター作成契約書	30
2	選挙運動用ポスター作成契約届出書	31
3	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	32
4	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	33
5	選挙運動用ポスター作成証明書	34
6	請求書(選挙運動用ポスターの作成)	35
7	請求内訳書(選挙運動用ポスターの作成)	36

参考資料

公費負担契約の印紙税法適用について	37
-------------------	----

第1 選挙運動用自動車の使用

1 一般運送契約（ハイヤー契約）の場合

選挙運動用自動車使用契約書

厚真町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 法人の名称(個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

車種名を記載 室蘭●●● わ ●●-●●

3 契約期間

令和 5 年 4 月 18 日 ~ 令和 5 年 4 月 22 日

4 契約金額

金 275,000 円
(内訳 1日につき 55,000 円(税込) × 5 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき厚真町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が厚真町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 4 月 10 日

契約は告示日前でも可能

住所、氏名は候補者届出書と一致	甲	厚真町議会議員選挙候補者
	住所	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲
法人の場合は代表者印 個人の場合は個人印	氏名	戸籍名を記載 印
	乙住所	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲
	名称	法人の名前(個人の場合は個人名)
	代表者	●●●● 印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和5年4月18日

厚真町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）●●●● 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年4月10日	厚真町●●▲▲番地の▲ (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●	令和5年4月18日 ～4月22日	275,000円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

証明日を記載
(使用の最終日以降)

令和 5 年 4 月 ●● 日

令和 5 年 4 月 23 日執行

厚真町 議会議員 選挙

候補者氏名 (※戸籍名) ●● ●● 印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○ をして ください。)	①	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合 以外の場 合
運送事業者等の氏名又は名称及び住 所並び に法人にあってはその代表者 の氏名	厚真町●●▲▲番地の▲ (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●			
車種及び自動車登録番号又は車 両番号	運送等年月日	運送等金額	選挙運動用自動車として 実際に使用した日を記載	
小型乗用自動車 室蘭●●●●わ●●-●●	令和 5 年 4 月 18 日	55,000 円		
〃	令和 5 年 4 月 19 日	55,000 円		
〃	令和 5 年 4 月 20 日	55,000 円		
〃	令和 5 年 4 月 21 日	55,000 円		
〃	令和 5 年 4 月 22 日	55,000 円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が厚真町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、厚真町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 (「運送等契約区分」欄の 1) とそれ以外の契約 (「運送等契約区分」欄の 2) とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、厚真町に支払を請求することはできません。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和 5 年 4 月 ●● 日

厚真町長

住所 (所在地) 厚真町●●▲▲番地の▲

氏名 (名称) (株)●●●●

代表取締役 ●● ●● 印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 275,000 円

公費負担限度額(322,500円)以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 5 年 4 月 23 日執行 厚真町議会議員選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名) ●● ●●

5 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	●●●●●●●●
フリガナ	●● ●●		
口座名義	●● ●●		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、厚真町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

証明書に記載された
運送年月日を記入

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約

により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
令和5年4月18日	55,000 円 × 1 台 = 55,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	55,000 円	
令和5年4月19日	55,000 円 × 1 台 = 55,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	55,000 円	
令和5年4月20日	55,000 円 × 1 台 = 55,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	55,000 円	
令和5年4月21日	55,000 円 × 1 台 = 55,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	55,000 円	
令和5年4月22日	55,000 円 × 1 台 = 55,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	55,000 円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	円	
契約書の金額と一致	円 × 1 台 = 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円		請求書の金額と一致
計			275,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約（個別契約）による場合

（1）自動車の貸与者との契約による場合

選挙運動用自動車賃貸借契約書

厚真町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と
法人の名前(個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の
賃貸借について、次のとおり契約する。

1 使用目的

甲は、厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

車種名を記載 室蘭●●● わ ●●-●●

3 契約期間

令和5年4月18日 ~ 令和5年4月22日

4 契約金額

金 55,000 円
(内訳 1日につき 11,000 円(税込) × 5 日間)

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき厚真町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が厚真町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月10日

契約は告示日前でも可能

住所、氏名は候補者届出書と一致	甲	厚真町議会議員選挙候補者
	住所	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲
法人の場合は代表者印 個人の場合は個人印	氏名	戸籍名を記載 印
	乙住所	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲
	名称	法人の名前(個人の場合は個人名)
	代表者	●●●● 印

公示日

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和5年4月18日

厚真町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名） ●● ●● ⑩

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

契約書と同一の内容を記載

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲(株)●●●● 代表取締役 ●● ●●	令和5年4月18日 ~22日	55,000円	
運転手の雇用	令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲●● ●●	令和5年4月18日 ~22日	60,000円	
燃料代	令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲(株)●●●● 代表取締役 ●● ●●			1,166円 (税込)

単価契約した単価を記入

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

証明日を記載
(使用の最終日以降)

令和 5 年 4 月 ●● 日

令和 5 年 4 月 23 日執行

厚真町 議会議員 選挙

候補者氏名 (※戸籍名) ●● ●● 印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○ をして ください。)	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約による場合	②	左に掲げる場合 以外の場 合
運送事業者等の氏名又は名称及び住 所並び に法人にあってはその代表者 の氏名		厚真町●●▲▲番地の▲ (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●		
車種及び自動車登録番号又は車 両番号	運送等年月日	運送等金額	選挙運動用自動車として 実際に使用した日を記載	
小型乗用自動車 室蘭●●●●わ●●-●●	令和 5 年 4 月 18 日	11,000 円		
〃	令和 5 年 4 月 19 日	11,000 円		
〃	令和 5 年 4 月 20 日	11,000 円		
〃	令和 5 年 4 月 21 日	11,000 円		
〃	令和 5 年 4 月 22 日	11,000 円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が厚真町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、厚真町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 (「運送等契約区分」欄の 1) とそれ以外の契約 (「運送等契約区分」欄の 2) とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、厚真町に支払を請求することはできません。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和 5 年 4 月 ●● 日

厚真町長

住所 (所在地) 厚真町●●▲▲番地の▲

氏名 (名称) (株)●●●●

代表取締役 ●● ●● 印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 55,000 円

公費負担限度額 (80,500 円) 以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 5 年 4 月 23 日執行 厚真町議会議員選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名) ●● ●●

5 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	●●●●●●●●
フリガナ	●● ●●		
口座名義	●● ●●		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書 (燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号) 第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。) の写し) とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、厚真町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

証明書に記載された運送年月日を記入

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
令和5年4月18日	11,000 円 × 1 台 = 11,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	11,000 円	
令和5年4月19日	11,000 円 × 1 台 = 11,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	11,000 円	
令和5年4月20日	11,000 円 × 1 台 = 11,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	11,000 円	
令和5年4月21日	11,000 円 × 1 台 = 11,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	11,000 円	
令和5年4月22日	11,000 円 × 1 台 = 11,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	11,000 円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
契約書の金額と一致	× 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	請求書の金額と一致	
計			55,000 円	

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約（個別契約）による場合

(2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

選挙運動用自動車燃料供給契約書

厚真町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 法人の名前(個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

- 1 供給する期間 令和 5 年 4 月 18 日 ~ 令和 5 年 4 月 22 日
- 2 供給場所
所在地 勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲
名称 (株) ● ● ● ●
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車種名を記載 室蘭●●● わ ●●-●●
- 4 単 価 単価1ℓ当たり 166円 00銭 (消費税を含む)
- 5 契約金額 上記の単価には期間中の供給総量に乗じた額 (1円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する) を契約金額とする。
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき厚真町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が厚真町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 4 月 10 日

契約は告示日前でも可能

住所、氏名は候補者届出書と一致	甲	厚真町議会議員選挙候補者
	住所	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲
法人の場合は代表者印 個人の場合は個人印	氏名	戸籍名を記載 印
	乙住所	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲
	名称	法人の名前(個人の場合は個人名)
	代表者	●● ●●

公示日

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和5年4月18日

厚真町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名） ●● ●● ⑩

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

契約書と同一の内容を記載

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲(株)●●●● 代表取締役 ●● ●●	令和5年4月18日 ~22日	55,000円	
運転手の雇用	令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲●● ●●	令和5年4月18日 ~22日	60,000円	
燃料代	令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲(株)●●●● 代表取締役 ●● ●●			1,166円 (税込)

単価契約した単価を記入

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

選挙期日後の日付であること

令和5年4月●●日

厚真町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）●●●● 印

次の選挙運動用自動車燃料代につき、厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和5年4月10日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲

(株)●●●●

代表取締役 ●●●●

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

室蘭●●● わ ●●-●●

4 確認申請金額 16,600 円

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	16,600 円	16,600 円
燃料代計 (a) + (b)	16,600 円	16,600 円
備 考		

備考

燃料の購入金額を記載

購入金額のうち、公費負担額を受ける金額を記載

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から厚真町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

選挙運動用自動車燃料代確認書

第 号
令和 5 年 月 日

厚真町選挙管理委員会

委員長 大浦 眞則 ㊟

厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 厚真町議会議員選挙
- 2 候補者の氏名（※戸籍名） ●● ●●
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
室蘭●●● わ ●●-●●
- 4 確認金額 16,600 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、厚真町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

証明日を記載 (使用の最終日以降の日)

令和 5 年 ● 月 ● 日

令和 5 年 4 月 23 日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名 (※戸籍名) ●● ●● 印

契約書と同一の内容を記載

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の住所又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲ (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和 5 年 4 月 18 日	室蘭●●● わ ●●-●●	20 ℓ	3,320 円	
令和 5 年 4 月 19 日	室蘭●●● わ ●●-●●	20 ℓ	3,320 円	
令和 5 年 4 月 20 日	室蘭●●● わ ●●-●●	20 ℓ	3,320 円	
令和 5 年 4 月 21 日	室蘭●●● わ ●●-●●	20 ℓ	3,320 円	
令和 5 年 4 月 22 日	室蘭●●● わ ●●-●●	20 ℓ	3,320 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。) の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が厚真町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、厚真町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和 5 年 4 月 ●● 日

厚真町長

住所 (所在地) 厚真町●●▲▲番地の▲

氏名 (名称) (株)●●●●

代表取締役 ●● ●● 印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 16,600 円

公費負担限度額 (38,500 円) 以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 5 年 4 月 23 日執行 厚真町議会議員選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名) ●● ●●

5 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	●●●●●●●●
フリガナ	●● ●●		
口座名義	●● ●●		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書 (燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号) 第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。) の写し) とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、厚真町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

契約書と同一の内容を記載すること

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
令和5年4月18日	室蘭●●● わ ●●● - ●●●	166円 × 20ℓ = 3,320円			
令和5年4月19日	室蘭●●● わ ●●● - ●●●	166円 × 20ℓ = 3,320円			
令和5年4月20日	室蘭●●● わ ●●● - ●●●	166円 × 20ℓ = 3,320円			
令和5年4月21日	室蘭●●● わ ●●● - ●●●	166円 × 20ℓ = 3,320円			
令和5年4月22日	室蘭●●● わ ●●● - ●●●	166円 × 20ℓ = 3,320円			
年 月 日		円 × ℓ = 円			
年 月		円 × ℓ = 円			
計		16,600円	38,500円	16,600円	

選挙運動用自動車使用証明書
に記載された燃料供給年月日
を記載

請求書の金額と一致

備考

- 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約（個別契約）による場合

(3) 自動車の運転手との契約による場合

選挙運動用自動車運転手契約書

厚真町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。)と

法人の名前(個人の場合は個人名) (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 契約期間 令和5年4月18日 ~ 令和5年4月22日

3 運転する車の車種及び登録番号 車種名を記載 室蘭●●●わ●●-●●

4 契約金額 金 60,000円
(内訳 1日につき 12,000円× 5 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき厚真町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が厚真町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月10日

契約は告示日前でも可能

住所、氏名は候補者届出書と
一致

甲 厚真町議会議員選挙候補者

住 所 勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲

氏 名 戸籍名を記載 印

乙 住 所 勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲

名 称 法人の名前(個人の場合は個人名)

代 表 者 ●● ●●

法人の場合は代表者印

個人の場合は個人印

公示日

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和5年4月18日

厚真町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名） ●● ●● ⑩

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

契約書と同一の内容を記載

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲(株)●●●● 代表取締役 ●● ●●	令和5年4月18日 ~22日	55,000円	
運転手の雇用	令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲●● ●●	令和5年4月18日 ~22日	60,000円	
燃料代	令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲(株)●●●● 代表取締役 ●● ●●			1,166円 (税込)

単価契約した単価を記入

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

証明日を記載(使用の最終日以降の日)

令和 5 年 ● 月 ● 日

令和 5 年 4 月 23 日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名(※戸籍名) ●●●● 印

契約書と同一の内容を記載

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所 勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲	
	氏名 ●● ●●	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和 5 年 4 月 18 日	12,000 円	選挙運動用自動車の運転業務に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載
令和 5 年 4 月 19 日	12,000 円	
令和 5 年 4 月 20 日	12,000 円	
令和 5 年 4 月 21 日	12,000 円	
令和 5 年 4 月 22 日	12,000 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が厚真町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、厚真町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、厚真町に支払を請求することはできません。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和 5 年 4 月 ●● 日

厚真町長

住所 (所在地) 厚真町●●▲▲番地の▲

氏名 (名称) (株)●●●●

代表取締役 ●● ●● 印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 60,000 円

公費負担限度額 (62,500 円) 以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 5 年 4 月 23 日執行 厚真町議会議員選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名) ●● ●●

5 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	●●●●●●●●
フリガナ	●● ●●		
口座名義	●● ●●		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書 (燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号) 第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。) の写し) とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、厚真町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
令和5年4月18日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年4月19日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年4月20日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年4月21日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年4月22日	12,000円	12,500円	12,000円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月	円	12,500円	円	請求書の金額と一致
年 月 日	円	12,500円	60,000円	

選挙運動用自動車使用証明書
に記載された雇用年月日・報酬
額を記載

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

第2 選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラ作成契約書

厚真町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 法人の名前(個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 1,600 枚
- 2 契約金額 金 12,000 円
(単価 7円50銭 円(税込) × 1,600 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき厚真町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が厚真町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 4 月 10 日

契約は告示日前でも可能

住所、氏名は候補者届出書と一致	甲 厚真町議会議員選挙候補者
	住所 <u>勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲</u> 氏名 <u>戸籍名を記載</u> 印
法人の場合は代表者印 個人の場合は個人印	乙 住所 <u>勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲</u> 名称 <u>法人の名前(個人の場合は個人名)</u> 代表者 <u>●● ●●</u>

選挙運動用ビラ作成契約届出書

公示日

令和5年4月18日

厚真町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）●●●●● 印

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます

契約書と同一の内容を記載

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲ (株)●●●●● 代表取締役 ●● ●●	1,600枚	12,000円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

公示日

令和5年4月18日

厚真町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）●●●● 印

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

契約した日

1 契約年月日 令和5年4月10日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲

(株)●●●●

代表取締役 ●● ●●

3 確認申請枚数 1,600 枚

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	1,600枚	1,600枚
枚数計 (a) + (b)	1,600枚	1,600枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から厚真町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

第 号
令和 5 年 月 日

厚真町選挙管理委員会

委員長 大浦 真則 ㊟

厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 令和 5 年 4 月 23 日 執行 厚真町 議会議員 選挙

2 候補者の氏名（※戸籍名）

● ● ● ●

3 確認枚数 1, 6 0 0 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、厚真町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

契約履行(納品)後
の日付

令和 5 年 ● 月 ● 日

令和 5 年 4 月 23 日執行

厚真町 議会議員 選挙

候補者氏名 (※戸籍名) ●● ●● 印

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します

契約書と同一の内容を記載

実際に作成したビラの
枚数及び金額を記載

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲ (株)●●●● 代表取締役●● ●●
作成枚数	1, 6 0 0 枚
作成金額	1 2, 0 0 0 円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が厚真町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、厚真町に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 町村長 枚数 5, 0 0 0 枚、町村議会議員 枚数 1, 6 0 0 枚
 - 限度額 7 円 73 銭 (単価) × (1) の枚数 = 限度額

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

選挙後後の日付

令和 5 年 ●月 ●日

厚真町長

住所 (所在地) 勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲

氏名 (名称) (株)●●●● ⑨

代表取締役 ●● ●●

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額

12,000

円

公費負担限度額 (12,368 円)

以下であること

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名

令和 5 年 4 月 23 日執行 厚真町議会議員選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名)

●● ●●

5 振込先

金融機関名	<u>●●銀行</u>	本・支店名	<u>●●支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>●●●●●●●●</u>
フリガナ	<u>●● ●●</u>		
口座名義	<u>●● ●●</u>		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、厚真町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本 1 枚 (2 種類の場合には各 1 枚) を添付してください。

請求内訳書

選挙運動用ビラ作成枚数確認書の「3 確認枚数」と一致

候補者氏名 (※戸籍名) ●●●●

作成金額		基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	B	C	D	C × D	E	F	E × F	
円	枚	円	枚	円	円	枚	円	
<u>7.50</u>	<u>1,600</u>	<u>7.73</u>	<u>1,600</u>	<u>12,368</u>	<u>7.5</u>	<u>1,500</u>	<u>12,000</u>	

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第3 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスター作成契約書

厚真町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と

法人の名前(個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

1 作成枚数 34 枚

2 契約金額 金 119,000 円
(単価 3,500 円(税込) × 34 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき厚真町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が厚真町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により厚真町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月10日

契約は告示日前でも可能

甲 厚真町議会議員選挙候補者

住所、氏名は候補者届出書と
一致

住 所 勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲

氏 名 戸籍名を記載 印

乙 住 所 勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲

名 称 法人の名前(個人の場合は個人名)

代表者 ●● ●●

法人の場合は代表者印

個人の場合は個人印

選挙運動用ポスター作成契約届出書

公示日

令和5年4月18日

厚真町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名） ●● ●● ①

契約書と同一の内容を記載

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年4月10日	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲ (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●	34枚	119,000円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

公示日

令和 5 年 4 月 18 日

厚真町選挙管理委員会委員長

令和 5 年 4 月 23 日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名） ●● ●● ⑩

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和 5 年 4 月 10 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲

(株)●●●●

代表取締役 ●● ●●

一致する

3 確認申請枚数 34 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	34 枚	34 枚
枚数計 (a) + (b)	34 枚	34 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から厚真町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

第 号

令和5年●月●日

厚真町選挙管理委員会

委員長 大浦 真則 ㊟

厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 令和5年4月23日執行 厚真町議会議員選挙

2 候補者の氏名（※戸籍名） ●● ●●

3 確認枚数 34 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、厚真町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

契約の履行日(納品後)
の日付であること

令和 5 年 ● 月 ● 日

令和 5 年 4 月 23 日執行

厚真町議会議員選挙

候補者氏名(※戸籍名) ●● ●● 印

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲ (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●
作成枚数	34枚
作成金額	119,000円
当該選挙区における ポスター掲示場数	34か所

実際に作成したポスター
の枚数及び金額を記載

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が厚真町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、厚真町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数
 - (2) 限度額 541 円 31 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。)

$$\times (1) \text{の枚数} = \text{限度額}$$

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

選挙期日後の日付である
こと

令和 5 年 ● 月 ● 日

厚真町長

住所 (所在地) 勇払郡厚真町●●▲▲番地の▲

氏名 (名称) (株)●●●● ㊟

代表取締役 ●● ●●

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

厚真町議会議員及び厚真町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

公費負担限度額 (334,662 円)
以下であること

1 請求金額 119,000 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 5 年 4 月 23 日 執行 厚真町 議会議員 選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名) ●● ●●

5 振込先

金融機関名	<u>●●銀行</u>	本・支店名	<u>●●支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>●●●●●●</u>
フリガナ	<u>●● ●●</u>		
口座名義	<u>●● ●●</u>		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、厚真町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名 (※戸籍名) ●●●●

選挙区における ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
<u>34か所</u>	円 <u>3,500</u>	枚 <u>34</u>	円 <u>119,000</u>	円 <u>9,843</u>	枚 <u>34</u>	円 <u>334,662</u>	円 <u>3,500</u>	枚 <u>34</u>	円 <u>119,000</u>	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

参考資料

○ 公費負担契約の印紙税法適用について

選挙運動用 自動車	一般運送契約 (ハイヤー契約)		印紙税法別表第1 1-4 運送に関する契約書 ・ 1万円以上10万円以下のもの 200円 ・ 10万円超～50万円以下 400円 ・ 50万円超～100万円以下 1,000円
	その他の契約 (個別契約)	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は3ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、 上記「印紙税法別表1 1-4 運送に関する契約書」に該当する
ビラの作成			印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 ・ 1万円以上100万円以下のもの 200円
ポスター作成			印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 ・ 1万円以上100万円以下のもの 200円